

指標 17.18.3

指標名、ターゲット及びゴール

指標 17.18.3 十分な資金提供とともに実施されている国家統計計画を持つ国の数（資金源別）

ターゲット 17.18 2020年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。

ゴール 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

定義及び根拠

○ 定義

本指標は、統計開発のための国家戦略に関する年次報告書に報告されているように、十分に資金が提供され、実施されている国家統計計画を有する国の数として定義される。

○ 概念

「十分に資金が提供された」とは、国家統計計画の予算の総額が確保されている（約束されている、又は支出されている）こと、そして資金不足ではないことを意味する。

「国家統計計画」とは、国家統計開発戦略、又はそれと同様の国家の統計の開発及び所有（当事者意識）をカバーする国家政策文書として定義されている。

国家統計開発戦略（NSDS）は、統計を国家政策・計画プロセスに組み込むことを目的とした統計開発のための国家の枠組み、プロセス及び成果であり、すなわち、様々なユーザーニーズに対応する情報の生成、他の部門及び人材の国家統計システム（NSS）への取り込み、NSS全体の調整、データ課題への対応、国家主導のデータ革命の実施、「統計のバリューチェーン」にわたる統計能力の強化等があげられる。NSDSの実施期間は、5年から10年にわたる。

○ 根拠及び解釈

本指標は、SDGの進捗状況を追跡するために、高品質で、タイムリーで、信頼性の高いデータが利用できるように、統計能力を向上させる取り組みを行っている国の数を直接測定するものである。

データソース及び収集方法

該当なし

算出方法及びその他の方法論的考察

○ 算出方法

本指標は、(1) 戦略を実行している、(2) 戦略を企画している、(3) 戦略の採択を待っている国を単純に加算することで、グローバルな集計値として計算される。計画の資金調達のレベルは、さまざまな資金提供者が約束した資金を集計することによって測定される。約束された総額が、計画に必要な総資金と等しい場合、それは十分に資金提供されたものとし、それ以外の場合は部分的に資金提供された、とされる。

○ コメントと限界

該当なし

データの詳細集計

該当なし

参考

<公的統計の整備に関する基本的な計画>

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/12.htm

<Master Plan Concerning the Development of Official Statistics>

http://www.soumu.go.jp/english/dgpp_ss/seido/masterplan.htm

<統計法>

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/houbun2n.htm

<Statistics Act>

http://www.soumu.go.jp/english/dgpp_ss/seido/1-1n.htm

データ提供府省

総務省

関連政策府省

総務省

担当国際機関

PARIS 21